

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制 及び当該体制の運用状況の概要

連 結 注 記 表
個 別 注 記 表

第17期（2018年10月1日～2019年9月30日）

株式会社チェンジ

上記事項は、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

■業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A) 取締役及び社員が、法令や定款、社会規範及び社内規則を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
- B) コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、コンプライアンス委員会が調査を実施し、問題がある場合は改善を指示しております。
- C) コンプライアンス違反の疑いがある行為に対する通報体制を整備するとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう「内部通報規程」を制定し、厳格な措置を講じております。
- D) コンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス委員会が原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報につきましては、「文書保管管理規程」等の社内規則に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- A) 損失の危険（リスク）につきましては、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めております。
- B) リスク管理に関する各部署の活動状況は、必要に応じて取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性について、内部監査部門が監査を行っております。
- C) 業務遂行に関する連絡、報告の場として定期的に社員全員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、情報の共有化と意思統一を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- A) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

- B) 取締役会は、取締役及び社員が共有する全社的な目標を定め、取締役はこの浸透を図っております。
 - C) 各取締役は、「業務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行っております。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- A) 関係会社管理責任者は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社の取締役の執行を監視・監督しております。
 - B) 子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととしております。
 - C) 定期的に子会社と会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。
 - D) 当社の内部監査部門は、定期的に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を代表取締役兼執行役員会長及び常勤監査役に報告しております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項
- A) 監査役による監査の実効性を高め、かつ監査機能を円滑に遂行させるため、監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、補助するための社員を置くことができます。これらの社員は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な適正な知識、能力を有する者の中から選出しております。
 - B) これら社員は、他の役職を兼務することを妨げないが、監査役より専任すべきとの要請を受けた場合には、当社はその要請に応じることとしております。
 - C) これら社員の人事異動・人事評価・懲戒処分につきましては、監査役の承認を得たうえで決定しております。
- ⑦ 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- A) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、経営会議に出席することができます。
 - B) 監査役は稟議書その他重要書類を閲覧でき、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。

- C) 取締役は、自己の職務執行過程において当社グループに著しい損害を与える恐れがあるときは、これを直ちに監査役に報告しております。
 - D) 監査役は、事業又は業績に影響を与える重要な事項の報告を取締役及び社員に対し直接求めることができます。
- ⑧ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、不利な扱いを行うことを禁止し、また、懲戒その他の不利益処分の対象になることがないことを周知徹底しております。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- A) 監査役が必要と認めたときは、代表取締役兼執行役員会長と協議のうえ、特定の事項について内部監査実施者である内部監査部門に調査を求めることができます。また、監査役は、内部監査部門に対して、随時必要に応じて監査への協力を求めることができます。
 - B) 監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施しております。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制
- A) 当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。
 - B) そのため、管理担当部署を反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対策規程」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生したときは、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。

C) 新規顧客との取引開始時においては、「与信管理規程」に基づき、インターネットによる独自調査に加え、信用情報機関等を利用した新聞、雑誌記事検索を行い取引開始前に十分な事前調査を行っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

経営及び業務執行に関わる意思決定機関として定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令及び定款に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次報告の業績について分析・評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議いたしました。また、当社業務執行取締役、執行役員及び常勤監査役が出席する「経営会議」を原則月2回開催し、重要事項について審議を行いました。

② コンプライアンス体制について

法令遵守を周知徹底するため、当社の取締役及び社員に対し、コンプライアンスに関する教育と研修を定期的を実施しております。

内部監査を担当する内部監査部門は、内部監査計画に基づき、当社各部門への内部監査を実施し、その結果を代表取締役兼執行役員会長へ報告しております。

また、内部通報制度については、窓口（ホットライン）を設置し、内部通報窓口及び内部通報者の不利益な取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

③ リスク管理

「リスク管理規程」に基づき、各部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減及び未然防止を継続的に図っているほか、進捗の状況について定期的に取り締役に報告しております。

④ 監査役の監査体制

監査役は、代表取締役兼執行役員会長との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査担当等と連携を図っており、また、取締役会への出席及び常勤監査役による重要な会議への出席並びに取り締役・社員へのヒアリング等を通じて、監査の実効性を確保しております。

■連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数	1社
主要な連結子会社の名称	株式会社トラストバンク

②非連結子会社の状況

対象事項はありません。

③議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

対象事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

対象事項はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

対象事項はありません。

③議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

対象事項はありません。

④持分法適用手続に関する特記事項

対象事項はありません。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

①連結の範囲の変更

当連結会計年度から株式会社トラストバンクを連結の範囲に含めております。これは、株式会社トラストバンクの株式取得を行ったことにより、連結の範囲に含めることとしたものであります。

②持分法の適用の範囲の変更

対象事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	2～15年
車両運搬具	2～6年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権につきましては10年、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（3～5年）で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

②役員退職慰労引当金

連結子会社の役員に対する退職慰労金の支払に備えて、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を引当計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価

営業投資有価証券の売却額は売上高に計上し、営業投資有価証券の売却簿価は売上原価に計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建売上債権及び外貨建仕入債務をヘッジ対象としておりません。

③ヘッジ方針

社内管理規程に沿って、為替変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 132,724千円 |
|-------------------|-----------|

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 15,664,400株 |
| 2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 72株 |
| 3. 剰余金の配当に関する事項 | 該当事項はありません。 |
| 4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 398,400株 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産による運用に限定し、デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業投資有価証券は、投資先企業の企業価値向上による投資リターンを得ることを目的とした企業投資に関連する株式であり、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式及び出資金であります。このうち時価のあるものは市場価格の変動リスクに晒されており、四半期ごとに時価の把握を行っております。また時価のないものについても、当該企業の経営成績等により、減損のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、短期の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達および子会社株式取得資金を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。また、外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方針等については、前述「5. 会計方針に係る事項「(6) 重要なヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、営業債権について、Control & Managementユニットが債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、社内規程に従い、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。

営業投資有価証券及び投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財政状態等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づきControl & Managementユニットが定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,814,287千円	3,814,287千円	－千円
(2) 売掛金	1,526,886	1,526,886	－
資産計	5,341,174	5,341,174	－
(1) 買掛金	242,818	242,818	－
(2) 未払法人税等	154,252	154,252	－
(3) 長期借入金（1年内 返済予定の長期借 入金を含む）	3,003,955	3,003,987	32
負債計	3,401,025	3,401,057	32
デリバティブ取引	－	－	－

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としております。ただし、為替予約の振当処理によるものはヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理しているため、その時価は当該売掛金及び買掛金の時価に含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度 (2019年9月30日)
非上場株式等	141,547千円

非上場株式等については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たりの純資産額 353円80銭
- 2 1 株当たりの当期純利益 26円15銭

(注) 2019年1月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で、株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

企業結合に関する注記

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社トラストバンク

事業の内容 ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」等の運営・企画をはじめとするメディア事業他

(2) 企業結合を行った主な理由

同社のふるさと納税事業を基軸としつつ、パブリテック事業を通じた地域の課題解決に取り組み、当社の得意領域である自治体内でのNEW-IT活用を通じた生産性向上プロジェクトのみならず、デジタル決済・地域通貨を活用した地域内の経済循環、インバウンド関連事業の強化（外国人観光客向けの各種取り組み）など、相乗効果が期待できる事業領域の拡大を図るためであります。

(3) 企業結合日

2018年11月30日

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

60.11%

(7) 取得企業を取得するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 当連結会計年度に係る連結計算計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2018年12月1日から2019年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	4,800,000千円
取得原価		4,800,000千円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー費用等 9,834千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

3,620,193千円

(2) 発生原因

主として株式会社トラストバンクの今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	3,589,974千円
固定資産	1,760,822
資産合計	<u>5,350,796</u>
流動負債	2,889,061
固定負債	498,989
負債合計	<u>3,388,050</u>

7. 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	1,100,648千円
営業利益	△340,824千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定し、取得企業の連結会計年度の開始の日から企業結合日までの連結損益計算書における売上高及び損益情報を基礎とし、のれん等の無形固定資産の償却額は、企業結合時に認識されたのれん等が当連結会計年度の開始の日に発生したものとして算定した金額を影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

共通支配下の取引等

(子会社株式の追加取得)

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社トラストバンク

事業の内容 ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」等の運営・企画をはじめとするメディア事業他

(2) 企業結合日

2019年8月30日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項（取引の目的を含む）

追加取得した株式の議決権比率は10.1%であり、株式会社トラストバンクと当社の事業シナジーは、当社の中期経営計画達成に向けた最も重要な要因であり、更に関与度を高めるために株式会社トラストバンク株式の追加取得を行いました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

取得の対価	現金	807,619千円
取得原価		807,619千円

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって減少する資本剰余金の金額

562,096千円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

■個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

5. 引当金の計上基準

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約取引をヘッジ手段とし、外貨建売上債権及び外貨建仕入債務をヘッジ対象としております。

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に沿って、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

8. 重要な収益及び費用の計上基準

売上高及び売上原価

営業投資有価証券の売却額は売上高に計上し、営業投資有価証券の売却簿価は売上原価に計上しております。

9. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

表示方法の変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社株式 4,809,834千円

(2) 担保に係る債務

金融機関借入金 2,910,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 55,117千円

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	100,000千円
借入実行残高	-
差引額	100,000

4. 保証債務

下記事業用建物賃貸借契約に対し、債務保証をおこなっております。

株式会社トラストバンク（月額賃料） 420千円

なお、この事業用建物賃貸借契約の残余期間は1年11ヶ月であります。

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 174,982千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売上高 153,651千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 72株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	15,095千円
一括償却資産	1,284
減損損失累計額	1,520
投資有価証券評価損	7,608
株主優待引当金	9,438
資産除去債務	8,032
仕掛品評価損	12,223
その他	2,400
繰延税金資産合計	57,604
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	5,403
繰延税金負債合計	5,403
繰延税金資産の純額	52,200

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社トラス トバンク	直接70% 間接2%	経営指導料の 受領 (注) 1	147,323	売掛金	159,109
			銀行借入に 対する債務保証 (注) 2	2,910,000	-	-

(注) 1. 経営指導料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。

2. 当社の金融機関からの借入に対して保証債務を受けております。取引金額については、債務保証を受けている借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1株当たりの純資産 391円79銭
- 1株当たりの当期純利益 28円44銭

(注) 当社は、2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。